

日野町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画(第9期)を策定しました



人口構成、社会情勢など、さまざまな変化に柔軟に対応するため、3年ごとに見直しを行っています。町の高齢化率は、令和5年10月1日現在で31.3%、令和22年には35.3%になると推計されています。

町では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、すべての高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化と「地域共生社会」の実現を図る計画として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)〈令和6年度～令和8年度〉を策定しました。

【基本理念】 元気で長寿！幸せのまち“日野”

【施策目標】

- ① 包括的な支援体制づくり
- ② いきいき過ごせる健康と生きがいづくり
- ③ 安心と尊厳のある暮らしの環境づくり
- ④ 認知症を支える地域づくり
- ⑤ 暮らしを支えるサービス提供の体制づくり

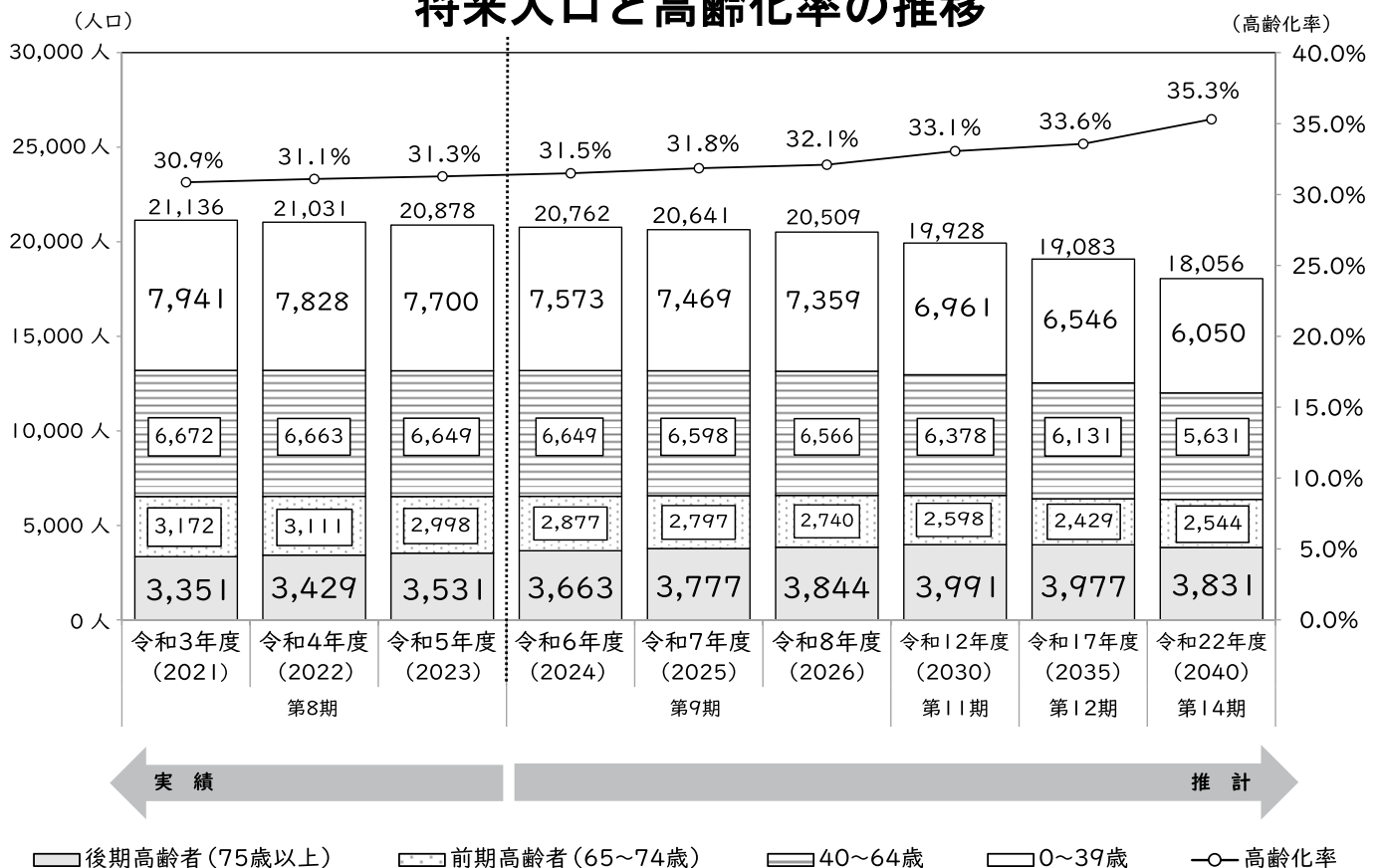
【計画の主な取り組み】

- 地域共生社会づくりの推進
住民や事業者などによる支え合いの仕組みづくりや担い手の確保に取り組み、「地域共生社会」の実現を推進します。
- 多様な連携の推進
町内の医療・介護・福祉の専門職で研修会を開催するなど、専門職の連携強化を推進すると

もに、個別支援の充実と地域課題の検討に取り組みます。

- 認知症支援の充実
認知症の正しい理解を深めるため、出前講座や講演会を学校や職場などで実施します。また、「認知症キャラバンメイト」とともに、地域のサロンなどで、認知症本人が参加し活躍できる場づくりを検討します。
- 健康寿命の延伸
- 住み続けられる環境づくり
- 生活支援サービスの充実
- 災害時・緊急時の備えの確保
- 介護保険サービス提供体制の確保
ほかにも、さまざまな取り組みを進めていきます。

将来人口と高齢化率の推移



◆問い合わせ先 長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 ☎0748-52-6501

在宅寝たきり者等に対する訪問理美容助成事業

理美容店に行くことが困難な寝たきり者に対して、理美容師の出張訪問により自宅にて訪問理美容を利用する場合の費用を一部助成します。

【サービス対象】

在宅で寝たきりの方、日常生活の基本的動作が困難で介助が必要なおおむね60歳以上の方

【利用できる理美容店】

町内に事業所を有する理美容店

【助成金の額】

利用1回につき1,500円(3か月につき1枚(1年で4枚)の交付)

※申請月により、交付枚数は変化します。利用される方はケアマネジャーまたは長寿福祉課までご相談ください。

◆問い合わせ先 長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 ☎0748-52-6501

100歳おめでとうございます



やまだ 山田 一はる さん(北脇)

3月20日(水)に100歳のお誕生日を迎えられ、町長をはじめ関係者がお祝いに伺いました。

山田さんは町内のお生まれで、田んぼや畑仕事などをして過ごしてこられました。

現在は施設に入所中で、新聞を読むことや仏様に拜むことを毎日続けておられます。

好きな食べ物を伺うと「何でも。好き嫌いな」とのこと。好き嫌いがなく、ころが長寿の秘訣なのかもしれません。

当日はご家族と久しぶりの面会となり、「家族がみな来てくれた」「わたしは幸せ者や」と100歳を一緒にお祝いできたことを大変喜ばれていました。

お体を大切に、いつまでも元気で過ごしてください。

みんなで支えあう

国民健康保険

交通事故などの他人の行為により保険診療を受ける場合は、必ず届け出が必要ですよ

交通事故にあったとき、他人の飼った犬に噛まれたとき、購入食品や飲食店で食中毒になったときなど、他人の行為(第三者行為)が原因でけがや病気になった場合の治療費は、加害者が負担するのが原則です。

ただし「第三者行為による傷病届」等の届け出をすることで、健康保険の保険診療を受けることができます。この治療費の保険給付分は、保険者(国保や後期高齢者医療)が一時的に立て替えて支払いをすることになるので、後でその医療費を被害者に代わって保険者が加害者に請求することになります。

届け出について

①警察に届け出

交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出てください。また「交通事故証明書」の交付申請手続きを行ってください。

②役場に届け出

「第三者行為による傷病届」を住民課 保険年金担当へ提出してください。

届け出に必要なもの

・ 第三者行為による傷病届およびその他必要な書類(用紙は住民課にあります)

・ 交通事故証明書(用紙は警察署、交番にあります)

・ 国民健康保険被保険者証

・ 届出者の本人確認書類

・ 印鑑(スタンプ式でないもの)

※必要な書類がそろわなくても、まずご相談ください。

示談の前に必ず相談を

届け出をする前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険者から加害者に費用の請求ができなくなる場合や給付を返納していただく場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584